



相続の手帖

# HOME

ひろせ事務所通信 [ほおむ]



**終活**に関するご相談が増えてきたとはいえ、全体からすると実際に実行している方はごくわずかです。

**なぜ**でしょう？

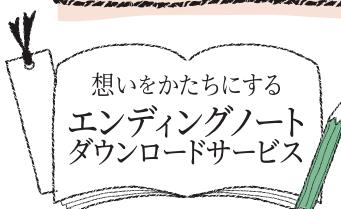
**親**世代からは、大切なことだと感じつつも、まだ大丈夫だろう、ウチは大丈夫だろう。とか先の事や自分が死んだときのことはあまり考えたくないという意見が多くあがります。そもそも「終活」という言葉の響きが良くないのかもしれません ^^;

ひろせ司法書士事務所では  
いろいろな形でみなさまのは  
想いをかなえるお手伝いを  
しています。



代表／司法書士  
廣瀬 修一

- 遺言書  
自分の相続についての決めごと
- 任意後見  
自分が判断能力を失った後の生活の事
- 死後事務委任契約  
自分の死後の諸手続きのこと
- 家族信託  
自分の財産管理や承継のこと



<https://www.officehirose.com/dl>

上記のURLかQRコードからアクセスできます。「ダウンロード」ボタンをクリックするとエンディングノートが見れます。

\*事務所にて現物をご用意しております。  
お気軽にお申しつけください。

相談無料・要予約

10月・11月の平日 14:00~16:00

エンディングノート個別体験

予約  
電話

087-813-9913

**子**世代からは、本当は親には準備をして欲しい。でも、何と言って切り出せばよいかわからない。終活の話をすると親の機嫌を損ねるのでは？といった声をよく聞きます。終活で触れる内容は、たとえ身近な人に対してであってもきりだしにくいものです。

**どうすれば**そんなハードルを乗り越え、うまく終活を始められるのか？自分らしく備えるためのスタートアイテムが「エンディングノート」なのです。

[廣瀬]

やっぱり  
エンディングノートは **大切だ！**

私はAさんのご相談に携わり、誰もがエンディングノートを準備しておく必要があると感じました。

Aさんの心に寄り添えるよう、ご本人の意思の確認をさせていただいておりますが、今はとても打ち合わせでは、少しでも複雑な気持ちになりました。

そこでまず、Aさんの想いをエンディングノートに書いていたところにしました。書いていただけことで、お気持ちがくみとりやすくなり、それを踏まえて具体的なお話をできるようになりました。

これからのことについて、何となく頭の中では考えているけどはじめの一歩が踏み出せないと、いう方、自分の身近な人に伝えるいい機会にもなるエンディングノートに、まずは自分の想いを書き留めてみてはいかがでしょうか。「大西」

そしてAさんは、想いを「遺言書」「任意後見契約」「死後事務委任契約」などの公証証書という形にすることでお困りを解決し、とても安心されたご様子でした。

「想いをかたちにする」ということ。

[www.officehirose.com](http://www.officehirose.com)

ひろせ司法書士事務所

検索

高松市木太町1288番地2



# 亡くなった夫の口座が凍結されて困った！という方に朗報です！

銀行は預金者が亡くなった事を知ると、その方名義の口座を凍結してしまい、預金が引き出せなくなってしまいます。このような場合でも相続人が単独で預金を引き出せるよう法改正されました。

相続開始による口座凍結の解除には、相続人全員による遺産分割の合意が必要ですが、ご家族が亡くなつてすぐには遺産の分割について考える気にはなれないかもしれません。また、相続人の中に離れて暮らす方が居たりすると、やり取り自体に時間がかかってしまいます。日々の生活費に加え、高額な葬儀費用の支払いが必要となる場面で、口座が凍結されてしまいお金のやりくりに苦労したという話をよく耳にします。もしそんな悩みに直面してしまった時は次のPOINTを思い出してください。必要書類を持って銀行に行けば、一定額預金が引き出せ、「困った！」に対処していただけると思います。

ちっこば

法

## POINT

- ◎相続人が単独で預金を引き出せる
- ◎上限は法定相続分の3分の1  
(一金融機関につき150万円まで)
- ◎戸籍謄本等の書類は必要  
(法定相続情報があると便利です)



今回の法改正で、一定程度預金が引き出せるようになりましたが、必要書類を集める手間は残り、あくまでも救済的な制度だと感じます。家族の方が亡くなり、気持ちしているところに、慣れない色々な手続きに追われ、心労が重なってしまうなんてことも・・・。

せめて金銭面だけでも煩わされないよう、事前に葬儀社と契約をしたり、必要になるお金を身近な方に託しておくなどして、遺族の方が少しでも心安らかに悼むことができるよう備えをしておけたらベストなのではないでしょうか。[衛藤]



2019.8.17. 株式会社ONDOにて  
ビジネスコーチ・ファシリテーターの谷 益美先生の研修を受けた時の様子

谷先生のコミュニケーションの研修に行ってきました。  
色々なテーマについて話し合い、これから実践しようかなということもあります。

その中で、自分の人生を振り返り、表にしてみるというのがありました。そこで一緒に仕事をしているみんなの今までの経験や、これからどんな人生を考えているかなど、それぞれの想いを知り、以前より事務所のみんなとの距離が近くなったと感じました。

普段の生活の中で、あまり考えない将来について想いを巡らせることができ、こういった機会を持つのもいいなあとと思いました。[橋本]



当事務所も10月から  
対象店舗となっています！



## キャッシュレスで 5パーセントのポイント還元

消費者還元期間：2019年10月～2020年6月

※ポイント還元の詳細は下記のHPで紹介されています。

<https://cashless.go.jp/consumer>



スマホでの  
QRコード決済



「LINE Pay」と「PayPay」  
でのお支払いに対応できるようになりました！

お支払いの選択肢が増えることで皆さまの  
利便性の向上になればうれしく思います。  
是非お気軽にご利用ください。[前堀]



発行元

ひろせ司法書士事務所

事務所所在地：香川県高松市木太町1288番地2

TEL 087-813-9913

ホームページ：<https://www.officehirose.com>

メールアドレス：[info@officehirose.com](mailto:info@officehirose.com)



事務所通信を発行する上で一番苦労したのは意外にも「名前」だったかも  
りません。相続の手帖「HOME」と書いて（ほおむ）。これはいくつかの  
意味が込められています。相続は家のことなので「HOME（ホーム）」、司  
法書士事務所は法律を扱っているので「法務（ほうむ）」、そして事務所スタッ  
フの苗字の頭文字を並べると、なんと「HOME」となります。  
(ほおむ)という読みかたは、(ホーム)でも(ほうむ)でもなく、またど  
ちらの意味もふくんでいる造語です。[前堀]

